

厚生委員会会議録

平成21年9月24日(木)

(開会) 9:59

(閉会) 11:58

委員長

ただいまから厚生委員会を開会いたします。「議案第96号 平成21年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

高齢者支援課長

「議案第96号 平成21年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)」の補足説明をいたします。

補正予算書の17ページをお願いいたします。第1条において、歳入歳出それぞれ41,207千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ10,798,590千円とするものです。

21ページをお願いいたします。補正予算の内容につきましては事項別明細書の歳入から説明をさせていただきます。まず、8款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金で、前年度繰越金41,207千円を計上するものです。この繰越金は前年度に概算交付を受けていました、地域支援事業に係る交付金を繰越したものであります。

続きまして、支出ですが、5款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、2目 償還金の23節で、地域支援事業に係る支払基金交付金、国庫交付金、及び県交付金の精算による返還のため、繰越金と同額の合計41,207千円を計上するものです。

以上簡単であります但補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

楡井委員

前年度繰越金41,207千円を歳入として歳出のほうがそれぞれこう明記してありますけど、こういうふうに返さなければならなくなった理由は何なのかということと、82項目が74項目に検査の項目が変わった。これとの関係があるのかどうかについて、その1点だけ説明してください。

高齢者支援課長

まず先に、検査項目が変わった件でございますけど、この分は介護保険地域支援事業と関係ございませんので、この影響はありません。続きまして、返還金の生じた主な原因といたしましては、この地域支援事業につきましては、平成17年度に平成18年度から20年度までの高齢者保健福祉計画の地域支援事業の事業見込量に基づいて概算交付されることとなっております。当時、平成20年度の特定高齢者、いわゆる虚弱高齢者を、国が示します高齢者の人口の約5%、飯塚市、当時の1市4町で約1,800人と見込んで事業量を見込みましたが、平成20年度中に特定高齢者と把握された方は968人となっておりますので、事業量の差により返還が生じたものであります。

委員長

他に質疑はありますか。

(他になし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。

「議案第96号 平成21年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第99号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

介護保険課長

「議案第99号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」について説明させていただきます。

議案書といたしましては3ページになりますけれども、4ページの新旧対照表にて説明をさせていただきます。本件は飯塚市手数料条例の別表中、(7)介護保険法関係におきまして、市において指定します指定地域密着型サービス事業者指定及び更新申請等に関する審査手数料の表記におきまして介護保険法の条文を引用しておりますけれども、その介護保険法の一部が改正されましたことから引用条文が繰り下がりがりまして、手数料条例別表中の引用関連部分を改正するものでございます。

以上簡単でございますけれども説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。

「議案第99号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第103号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(飯塚市忠隈住民センター転倒事故)」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

社会障がい者福祉課長

「議案第103号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」についてご説明をいたします。

議案書の11ページをお願いいたします。本件事故は平成21年1月25日、飯塚市忠隈住民センター2階の会議室で開かれておりましたカラオケ教室発表会に参加された女性1名が、室内に発生した結露によりぬれた床に気付かず、両足を滑らせ転倒し負傷されたものであります。事故の主な要因といたしましては、当該施設は鉄筋コンクリート造で前日からの寒波により最高気温も3度までしか上からず、結露が非常に発生しやすい状況にあったこと、また会議室全体が冷え切った状態の中発表会が始まり、暖房や人の熱気で急速に暖まった内気により結露が発生し、その一部が床にたまっていたこと、また、当該施設は築20年余りが経過しておりますが2階会議室の床材はビニール系のものを使用しており、ワックスがけをした床は光を反射し結露がたまった箇所が非常に分かりづらかったことなどが挙げられます。このような中、ステージへ移動中、結露がたまった箇所に気付かず、両足を滑らせ尻もちをつくような形で転倒されたもので、障がいの状況といたしましては腰椎圧迫骨折となっております。以上のように

なことから、被害者の方が71歳の高齢ということもありますが、事故を防ぐ能力を求めるとは難しいと思われ、事故に係る過失割合を市が80%、相手方20%とし、損害賠償金として804,775円を市が加入する損害総合賠償補償保険から支払うものでございます。なお賠償額の内訳につきましては12ページに記載しておりますが、説明につきましては省略をさせていただきます。

現在は会議室のワックスをすべてはぎ取り、以前よりかなり滑りにくい状態となっておりますが、今後は滑りにくいこのような対応できるワックスの検討や、結露が発生するおそれがある場合等は利用者に十分注意を呼びかけ、また随時部屋内の状況確認を行い、安全管理に努めてまいります。

以上簡単ですが、補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。

「議案第103号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（飯塚市忠隈住民センター転倒事故）」については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第106号 福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

健康増進課長

「議案第106号 福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更」の補足説明をいたします。

議案書の24ページをお願いいたします。平成22年1月1日から前原市、糸島郡二丈町、及び同郡志摩町が廃止され、その区域をもって糸島市が設置されることに伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を増減し、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更をするため、議会の議決を求めるものでございます。

26ページの新旧対照表をお願いいたします。附則3をお願いいたします。広域連合議員の定数につきましては連合規約第7条第1項で34名と規定をされておりますが、平成20年4月の制度開始以来、国の制度運用の見直しが行われ、未だ制度が安定した状況になっていないことから平成23年3月31日まで77人とする経過措置が設けられております。平成22年1月1日から前原市、糸島郡二丈町、及び同郡志摩町が廃止され、その区域をもって糸島市が配置されることに伴いまして、2人減の75名に改めるものでございます。

別表2をお願いいたします。同様に対象市町村の前原市、糸島郡二丈町、志摩町を糸島市に改めるものでございます。

以上簡単ですが、補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。

「議案第106号 福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第18号 平成20年度飯塚市立病院事業会計決算の認定」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

健康増進課長

「認定第18号 平成20年度飯塚市立病院事業会計決算の認定」の補足説明をいたします。

飯塚市立病院は、平成20年4月1日に開設し、社団法人地域医療振興協会を指定管理者として利用料金制により運営をいたしております。

決算書の1ページをお願いいたします。(1)の収益的収支及び支出のうち、収入からご説明いたします。第1款 病院事業収益、第1項 医業収益につきましては、予算額136,400千円に対して、決算額も同額となっております。これは公立病院があることで、地方交付税を措置される基準財政需要額相当の一般会計からの交付金でございます。第2項 医業外収益につきましては予算額4,306千円に対しまして4,312千円となり、6千円増となっております。その内容の主なものは他会計補助金、その他負担金となっております。他会計補助金につきましては病院事業債の償還金に対しまして、地方交付税措置される基準財政需要額の一般会計からの補助金です。その他の負担金につきましては、病院事業債の償還金等に充てる地域医療振興協会からの負担金等でございます。このようなことから、第1款 病院事業収益につきましては、予算額140,706千円に対し、決算額140,712千円となり6千円の増となっております。

続きまして、支出の部をご説明いたします。第1款 病院事業費用、第1項 医業費用につきましては、その内容の主なものは経費及び減価償却費となっております。予算額201,912千円に対しまして決算額201,910千円となっており、2千円の減となっております。経費につきましては、一般会計から受け入れた病院に対する地方交付税に措置される基準財政需要額相当額を地域医療振興協会に交付したものでございます。額は136,400千円となっております。減価償却につきましては、建物及び構築物減価償却費と器械及び装置減価償却費でございます。第2項 医業外費用につきましては、主なものは支払利息及び企業債取扱諸費、その他交付金であります。予算額3,644千円に対しまして決算額3,456千円となっており、188千円の減となっております。支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、病院事業債の利息の償還金で2,890,662円となっております。このようなことから、第1款 病院事業費用につきましては予算額206,150千円に対しまして201,910千円となっており、7,840,000円の増となっております。

2ページをお願いいたします。平成20年度の損益につきましてはこれまでご説明しましたことから、減価償却費等の費用により医業損失が65,510,427円となりましたので、下から3行目の64,654,226円となり、前年度の繰越欠損がありませんので当該未処理欠損金は64,654,226円となっております。

以下3ページから6ページまで剰余金計算書、欠損金処理計算書、貸借対照表、7ページからは決算附属書といたしまして会計報告書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書

を添付しております。

以上で簡単であります、決算の概要の説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、資料要求があればお受けしたいと思います。資料要求はありませんか。

楡井委員

労災病院が市立病院に替わってちょうど丸一年の決算ですね。それで、資料全体を見てませんので、もしあればあるところを教えてくださいたいと思いますし、なければ揃えていただければと思ってお願いいたします。診療科ごとの患者数、入院外来別にですね。それから、月別の収支明細書、収支明細ですね。それで、これはですね、先ほど説明ありましたように、医業収益が国からの補助金というんですか、交付金というんですか、これがそのままということなので実際の市立病院の収支が私たちには分からない状況に今なってます。これがこの指定管理者になってきて、なって分からない状況が続くのではないかとというふうに私の目に触れないような状況になるんじゃないかというふうに指摘をしていましたことなのかなというふうに思います。従って、指定管理者のところでのこの収支がですね、分からないままに過ぎていくのかなというふうに思いますね。もしこれが可能であれば、月別の収支明細を出していただければというふうに思います。以前審議をしたときに、途中までずっと出されてきてですね、一番最後の月、12月だったか1月だったかは若干1万5千円くらいだったと思うんですけど、黒字になったというような報告もあったようにちょっと記憶をしておりますので、残りの3ヶ月間ですかね、が分かればいいんじゃないかと思うんですけども、可能なら出していただきたいと思います。それから3つ目が、従業員関係の数字の推移ですけども、看護師さんなどの従業員、職員などの職種別の推移ですね、これを教えていただければというふうに思います。パートさん、下請けさんもそういう項目を作っていただければ、より分かりやすいかと思います。以上3点お願いします。

委員長

暫時休憩します。

(休 憩) 10:18

(再 開) 10:21

委員会を再開いたします。

執行部にお尋ねいたします。ただいま楡井委員から要求がっております資料は提出できますか。

健康増進課長

提出させていただきます。

委員長

おはかりいたします。ただいま楡井委員から要求がありました資料については要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。

なお資料については準備ができ次第、事務局より各委員へお知らせをいたします。

他に資料要求はございませんか。

(他になし)

おはかりいたします。本案は慎重を期して閉会中に審査するというので継続審査といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(休 憩) 10:22

(再 開) 10:22

委員会を再開いたします。

おはかりいたします。案件に記載のとおり執行部から3件について報告したい旨の申出が
っております。

報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。

「養護老人ホーム愛生苑の建設着工について」、報告を求めます。

高齢者支援課長

5月19日の厚生委員会で、養護老人ホームの建設着工は10月頃とご報告をしていま
しが、社会福祉法人柏芳会記念福祉事業会から養護老人ホーム愛生苑の建設については10
月1日に着工したいとの申し出があったことをご報告いたします。

委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に「飯塚市における新型インフルエンザ発生状況について」、報告を求めます。

健康増進課長

新型インフルエンザの発生状況についてご報告いたします。既に一般質問等でお答えして
る部分も重なった部分もございますが、改めて報告させていただきます。

飯塚市内における新型インフルエンザの発生の状況につきましては、7月11日に、飯塚市
在住の外国人1名が新型インフルエンザと確認されて以降、国、県の対応方針が季節性イン
フルエンザと同様に取り扱われるように変更された7月24日までの間に計6人の感染が確認
されています。対応方針が変更された後は集団感染、重症患者等以外のPCR検査が実施され
なくなったために、新型かどうかの確認はできませんが、夏休み期間中に新型と思われるA
型インフルエンザの感染者が徐々に増加し、9月7日までに市内の保育所、幼稚園、小、中、高
で延べ約140人の発生が確認されております。新学期に入りまして、嘉穂高校が休校措置のた
め、始業式が8月27日から8月31日に変更され、同様に嘉穂東高校が8月31日から9月
2日まで、近畿大学附属高校が、9月7日から9日までそれぞれ休校措置を講じております。
9月7日現在、本市の公立小で35人、0.49%、中学校で3人、0.09%と、新学期期
間開始後発生数はほぼ横ばいの状態で推移してはいたけれども、9月15日に飯塚東小学
校で1クラス24人中5人の罹患者が確認され、3人のインフルエンザ様症状が報告されたこ
とから、学級閉鎖の措置がとられております。また17日には飯塚第三中学校でA型1名が欠
席し、感染の疑いの強い者6名が早退したため、18日の1日を学級閉鎖といたして
おります。今回の新型インフルエンザはすべての一般の医療機関で受診でき、軽症者は
自宅療養等の通常の季節性インフルエンザと同様の対応が行われております。ただし感
染力が強いと、感染予防に努めるよう市民に対し市報の掲載、自治会隣組回覧や市ホ
ームページにより周知を図っております。今後も市内の発生状況を把握しながら、感
染予防、感染拡大防止のために、的確な対策を講じていくつもりでございます。

委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

田中 博文委員

一点だけお尋ねいたします。今からが感染しやすくなるといいますが、時期になっ
ていきま

すので、インフルエンザ自体の対応は既設のインフルエンザ対応といえますけど、今から市が行う球技大会だとか、学校現場でいけば、運動会、あといろんな公民館のお祭りとかありますけども、そういった場合に、自宅待機だとか、中止、もしくは決行するという市絡みのものについてどういう対応をされるのか、お尋ねいたします。

健康増進課長

教育委員会関係の行事につきましては、今のところ中止する方向では考えてないということで承っております。ただ罹患された方につきましては当然自宅で1週間程度療養していただくこととなります。それと、家族にもその罹患の可能性もございますので、当然その期間については十分な予防といえますが、マスクを着用するとかそういったことを実施していただく形になると思います。今学期に入りまして、既に学級閉鎖等が行われておりますけども、なるべく早い対応ということで今行事のかなり前から予防的な閉鎖という形での実施もされているようでございます。具体的に学校では毎日の検温と、症状確認として、悪ければすぐに病院に受診させるというような早期の対応もしてもらっているようでございます。

田中 博文委員

そうなるというんな形で今からは人が集まるところにはちょっと参加を控えようという形になると、イベント、行事自体がなかなか成り立っていかないとか、そういったことも予測されると思いますけども、そういった場合を含めて学校現場で対応されますけど、普通の生涯学習課関係だとか、スポーツ振興課、その他いろいろ市が関わるところの重みについては状況を見ながら判断をされるというか、そののところはどうなんでしょうか。

健康増進課長

今委員が言われますとおり、市内の発生状況から判断して、開催する場合には消毒液とかそういったものを常備しまして、感染が拡大されないような形で実施する場合は行われると考えております。

委員長

他に質疑はありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成21年7月24日からの豪雨災害による状況について」、報告を求めます。

総務課長

平成21年7月、中国の九州北部豪雨による災害状況についてその概要を報告いたします。

7月19日から26日にかけて、西日本で梅雨前線の活動が活発になり、九州北部を中心に大雨となり、本市では24日0時から26日24時までの雨量が56.8ミリ、最大1時間降水量10.1mmを記録しました。本市では7月24日19時18分に災害対策本部を設置し、以後体制を初動から応急、さらに復旧体制へと移行し、支援策15項目の実施のため、本庁及び各支所に総合相談窓口を設置し8月7日まで窓口を継続しました。本庁窓口には、災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定に基づき、センターを運営する社会福祉協議会もゴミ出し等の受付窓口を併設いたしました。また、避難所におきましては昨年締結した災害時における生活必需物資等の供給に関する特別協定に基づき、協力企業から食糧、飲料等の支援を受けています。なお、被災直後の7月26日に福岡県から災害救助法の適用通知を受け、また8月28日に、政令により激甚法による激甚災害の指定を受けています。今後は同法に基づく被災施設の効率的かつ効果的な復旧事業を行っていくとともに、これらの支援策を軸に、被災されました市民の皆様の速やかな復興に向け可能な限り努力することとしております。

続きまして、提出いたしております資料について概要を説明させていただきます。資料の1ページは被害状況一覧表でございますが、死亡1名、全壊2棟、一部損壊5棟、床上浸水483世帯、床下浸水902世帯など多数の被害が出ており、被害総額は約55億円となっております。

おります。2ページは、浸水被害数を自治会ごとにまとめたものでございます。3ページは避難者の状況を避難所毎にまとめたものですが、8月4日、庄内ハーモニーから最後の退去者をもって終了しております。4ページには今回の大雨における行動記録、5ページにつきましては降水量及び水位について記載をしております。6ページは市の支援策15項目の概要を記載し、7ページはその執行状況を9月4日現在で記載しております。8ページは各排水機場におけるポンプの運転状況でございます。9ページは災害ごみ、消毒、し尿処理状況を記載しております。10ページは・・・

委員長

暫時休憩いたします。

(休 憩) 10:34

(再 開) 10:34

委員会を再開いたします。

総務課長

申しわけございません。ページが1ページずつずれておりましたので、3ページ以降につきまして訂正させていただきます。

4ページが避難者の状況を避難所ごとにまとめたものでございます。5ページから6ページには今回の大雨における行動記録、7ページは降水量、及び推移について記載をしております。8ページは、市の支援策、15項目の概要を記載し、9ページはその執行状況を9月4日現在で記載しております。10ページは各排水機場におけるポンプの運転状況でございます。11ページは災害ごみ、消毒、し尿処理状況を記載しております。12ページは災害ボランティア、企業ボランティアの参加数、及び災害時生活必需物資等供給状況について調べたものでございます。13ページは災害義援金等調でございます。14ページは総合相談窓口における受付集計表でございます。15ページは保健福祉関係についての災害支援策受付状況でございます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

岡部委員

10ページに各ポンプ場の運転開始時間とか運転水位とかをずっと書いてありますよね。それでおそらく答弁できる人がいるのかどうかは私知りませんが、こないだの一般質問のときにも一番問題になった運転開始時刻、それからポンプの稼働推移ですね、運転時間、車庫入れる。そういった問題にかなり集中して質問があったように記憶しておりますけど、その点についてちょっと関わりがあるので聞いてみたいと思うんですけど、だいたい飯塚市のポンプ、これを見ても農林と下水道以外は国交省からの預かりポンプなんですけど、飯塚市の職員自体にこれを運転できる人はいるんですか。

総務課長

申し訳ございません。そのあたりをちょっと承知はしておらんですけれども、一応、今回2、3の小さなトラブルはありましたけども、ポンプについては適正に稼働していたというように報告を受けております。

委員長

暫時休憩いたします。

(休 憩) 10:38

(再 開) 10:38

委員会を再開いたします。

岡部委員

この間の答弁を見てても質疑のポイントと食い違う答弁を数々私聞いてたんですよ。私がど

ういうことを聞きたいかということ、要するにこの近所の川のポンプをスイッチを入れて吸い上げるのだったら、川の水位がこれだけになりましたのでポンプの能力はこれだけありますので、この時間帯にこれだけのスイッチを入れたら、この時間帯にはこれだけ水位が下がりますという説明ができるわけ。ところが、この降雨量の表を見たらゲリラ豪雨というか、かなり予測できないような時間あたりの降水量で降ってくる今、現実があるわけですよ。だからそういうところを本当いったら答弁する方も理解をしておいて、質疑される方に分かりやすく説明をする義務があると思うんですよ。そうじゃないと妙な間違いを起こすような形になってる。あのとき一般質問の中でもちょっと出てた、運転水位を下げて、稼働水位を下げて、早くスイッチ入れたら浸かる所も浸からなくて済んだんじゃないかというのは、表現が出てきてたわけですよ。実際そうじゃないんでしょうが。だからそのところを、冷たいけど、こうして見たら土木管理とか下水道のかたがいらっしゃらないのでね、それはもう分からないので質問の方向を変えますけど、私はせっかくだからね、もう少し市役所の職員のかたもこれだけポンプ場の運転が必要になってきた時代になったんだったら、もう少し勉強されたらどうかなという気がするんですよ。私の知ってる限り十何箇所かここにポンプ場の名前が書いてありますけど、市役所の中でポンプを運転できる人は確かいはいないはずなんです。いない人が答弁するから理解が食い違うような答弁になる。これは副市長さん、昔まだ土木とか下水道あたりにそういう専従者、収熟した人がいるとき、だから今の上下水道管理者あたりがまだ管理者として出てくる頃、あの運転管理のですね、その頃は私の記憶によりますと、なったような気がするんですけど、今それすらなくなった。単なる預り物品を運転して、浸かったときだけ運転水位が上がったらいいか下がったらいいかという答えられる人はいないと思うんですけど、副市長はどう思いますか。あなた以外に聞いてみたいけど、後ろは全然違う人しかいないから。

委員長

暫時休憩いたします。

(休 憩) 10:41

(再 開) 10:44

委員会を再開いたします。

副市長

確かに以前に比べまして技術関係が、ポンプにタッチする機会というのは減ってきたかなという認識は持っておりますけど、それぞれ市のほうで責任を持って管理をいたしておりますので、ポンプの運転につきましては雨季前に技術関係の方がそれぞれが運転できるように研修を行って対応しているというような報告を受けておりますので、職員でも、運転はできるものというふうに考えております。

岡部委員

それが理想だと思うんです、私もね。現実問題として、運転管理を委託する人というのは昔はそういうトレーニングをする機会というのがあったんですよ。ところが、だんだんと教えるほうも知らないようになってきて、もう関係ない状態で、ただ3月31日が終わったら4月1日からは、次の落札したかたどうぞというふうな形で、それが移行するようになってくる。ところが現実問題はあなたや私が知ってるように、昔の雨の降りかたと違うわけですよ。その昔の雨の振りかたと違うところが今問題になって、この前の一般質問あたりで何件も出てきた形になってる。だからこれに対してね、ある程度きちとした基本的なものがあって、それは仕方ありませんと、この時間帯にこれだけのポンプかけてそれで浸かるのなら、これは残念ですねということをはっきり言える人がいないと、松本議員でしたかね、なんか質問の中にポンプをかけたら浸からないはずなのという話があった。僕聞いててね、能力から言ったら時間当たりの降雨量から言ったらポンプをかけたって浸かるものは浸かるものよということをね、僕は堂々と言う職員がいないと答弁にならないと思うんですよ。あとはごによごに

よと口を小さくして言ったらなんとなくうまいことしたら浸からなくてよかったのかなとかいうような形の答えだけ、疑問符だけが残っていくという世界になるもんだから、土木のかたがお見えになったらそのところもはっきり聞いておこうと思うんだけど、資格とかいうのがあるのかなのか、運転するに当たって。また、その資格を持つてる業者じゃないとできないのかどうかということも。ただちょっと今日聞いていいたら、知らないという世界になっていくと思うんですよ。知らんで済まされんというのが、今度ここに書いてある明星寺川の排水機場なんて毎秒二十何トンですか、26トンですか。5トンか6トン。多分、メーカーや国交省のほうにしてみれば簡単に水位を下げるとか上げるとか言うのと、何十億のポンプをここに据えてると思っているのかと、現場サイドでいじられて壊れでもしたときの弁償はどこがするのかとかぐらいの感覚しか持っていないと思う、感覚的に。だから、言うほうにもそれだけの裏付けがあってポンプを運転できる理屈を持っておいて、相手に対してあと運転水位をあと15センチばかり下げてくれんだらうとかか、10センチばかり下げてくれ、そうしたら毎秒何トンぐらいは処理できるんだがというようなことはね、言える人を養成する必要があるんじゃないかなと思うんですけど。まだ来ないから副市長、どう思う。

(土木管理課長補佐入室)

そうしたらあなたに。今聞いていたと思うんだけど、あなたに一つだけ聞きますけど、あなたポンプの運転ができますか。

土木管理課長補佐

実際に今職員で操作ができるかどうかというお話でございましょうけど、操作手順に基づいて、今のポンプというのはボタン押していけばエンジンがかかるような状態になっております。それにおいて、職員の、私自体はまだ動かさせませんが、熟知した数名の職員は実際に動かすことが可能でございます。

岡部委員

あなたの言う操作手順どおり、要するにマニュアルが書いてありますよね。マニュアルどおりやっていけばAのボタンを押したら、次はBのボタンを押して、最後はCのボタン押してと。問題に今してるのはこの間からの一般質問でもそうだけど、いつやったかとか、このポンプが能力どおりに性能を発揮したかとか、あるいは途中で、あれは安全を期すために2つ、複数でつけてますよね。そのときに1つが止まったとか、何とかということに対応できる人という意味で、僕はあなたに聞いた。運転できる人という形だったら、マニュアルどおりの運転は誰でもしますという形になると思うんですけど、そうじゃなくて、刻々と水はこう増えていくし雨が振っているわけだから、その状況下で対応できる人というのが市の職員の中におるんですかということを知りたいんですよ。

土木管理課長補佐

実際に今ポンプ場につきましては電子部品なり何なりが入って、職員がその中まで熟知しているという状況ではございません。その中で国交省との連絡体制、それを密にいたしまして、何らかのトラブルがあったときには早急に連絡がつくような形で対応いたしております。

岡部委員

そのところをある程度熟知しておかないかのじゃないかと。その理屈が分かってないと国交省相手に早く運転したいから運転水位を稼働域を広げてくれと、水を下げてくれとかいう話ができないんじゃないかなという気持ちがあるわけ。国交省にしてみれば確かにまちを水没することから守るためにポンプをつけてるけど、だけどポンプが故障すると、故障させるような原因になることって一番嫌う世界になっていくから、それに注文をつけなさいよというような、この前の一般質問で言われて、逆にあなた方も注文をつけられるだけのある程度の知識が十分必要じゃないかなと私思うんですけど、あなたはどう思いますか。

土木管理課長補佐

今言われてるように十分な知識的なものは必要だと思っております。ただ、私たちが長年ポンプ操作のほうに携わっておりますが、その中で運転開始水位につきましてはカラ運転の状況にならないような部分、そういうところを把握した上で、国交省と協議をいたしております。

岡部委員

これは私に答弁要りませんけども、今あなたが言われたような形の人何人が、役所の中にいらっしゃって、というのが、雨が降るときは片島ポンプ場の上空だけ降るわけではない、その全地域で降ってる。ここでいったら遠賀川水系は上から下までどしゃ降りの状況になるわけですよ。そうすると、本当に熟知している技術員とかなんとかというのでもあっちこっちに飛んでるわけですよ。そのときに市のほうで対応できる、ある程度最低限の技術者っていうか、そういったものを技術を覚えておく必要があるんじゃないかと。その人たちが運転管理する人を管理するっていう形をしていかんと、今みたいな状況の中で、もし理屈の分かっている人間を運良く捕まえることができなかつたらそこでアウトということになるわけ。また住民にしてみれば何でかと、せっかくこれだけ大きなポンプを新たにつけたにも関わらずなんで浸かるのかという、そういう疑問だけ出てくる。その疑問をこの間の一般質問みたいな形になってくるときに、かける時間は間違えておりませんと、かける水位も間違えておりませんと、ただしその予想していない想定外の雨量があったからこうなりましたということ、僕は役所の人どなたか答弁の中できっちり言うかなとは思ってた。けどそここのところやっぱり住民のかたを考慮してっていうか、一般質問されるかたに考慮してさ言わない、逆にね。だからそれは何かあったら答弁するほうにその運転する技術とかポンプの中身について理解する能力に欠けてるんじゃないかと。そういう勉強やらする期間というのが持たれてないんじゃないかなという気がするんですよ。ぜひ最後のほうは上下水道局管理者がなんか面白い話をして笑いをとっていたけど、彼は分かっていると思う、理屈的にいったら。だから、こういうふうなゲリラ豪雨はこれからも度々あるんですよ。せっかくの機会だからそういう習熟するオリエンテーションといえますかね、そういったものを度々とられた方がいいんじゃないかなというふうに思います。終わります。

委員長

他に質疑はありませんか。

安藤委員

私もその点で質問させてもらった一人なんですけれども、単純に考えれば、その水位を下げることで浸かるものも浸からなくて済んだんじゃないかというのが住民の皆さんの思いだと思うんですけれども、先ほど出てました、この運転水位というのはじゃあ国交省に交渉することで、簡単にということはないでしょうけれども、変えることは可能なんではないでしょうか。

土木管理課長補佐

これは本会議の一般質問でもお答えしておりましたけど、この運転開始の設定水位につきましては遠賀川への負担等が考慮されました中で国が高さを決定しておるものでございます。それで実際にそれを1m下げるという話になりましてもなかなか難しい話でございます。ただ現在、これ一般質問の中では出しておりませんでしたけど、国交省との協議の中で操作マニュアル、要するに運転開始水位ですね、その基準とした中である程度の機械的な余裕が見てあると。カラ運転にならない状況、そういうものいろいろありますけど、その中で若干の動きは取れるよという、これは文書ではありませんけど協議の中で出てきた言葉でございますがそういう話になっております。

安藤委員

少しの数センチで、それによって早くなったりとかすることがありますんで、ぜひその点は鋭意努力されまして改善していただきたいというふうに思っております。

道祖委員

どこまで質問していいかわからないんですけど、外れたら委員長、御指摘ください。

お尋ねいたしますけど、ここにいらっしゃる職員の方々に7.19水害がありましたね、6年前に。それ以降今年のような状況になるというふうに想像していた人が何人いらっしゃったのかだけ確認をまずさせていただきたいんですが。私は正直言いましたあんな7.19の水害がありました10年も経たないうちに、6年後にこんな水害があるとは思っておりませんでした。それは認識が甘かったのかも分かりませんが、まさかという感じでありましたけど、皆さん方はどうでした。

総務課長

今回の101mmというのはもうまさしく想定外ではございましたけども、防災の主管課としてはこういう災害があり得るということで当然準備はしておったつもりでございます。

道祖委員

それを聞いて安心しました。しかしその7.19、6年前の水害のときの対応策が短期、中期、長期にありますけれど、それは達成できてないということが本会議の中でも指摘されておりましたよね。ご答弁されてたと思いますね。これは全体的に2、3年遅れてきてるんですよ。やはりそれは危機感が時間とともにその危機意識が薄くなってきたということと言えるんじゃないかと私は思うんですけどね。どうなんでしょう、総務課長。

総務課長

浸水対策については、これはやはりいろんな財政的な面とかそういったところで非常に苦慮するところがあったんだろうと思います。ただソフトの面ではもっとできる限りの対応を取れるように、防災行政無線を初めとしまして準備はやってきたつもりでございます。

道祖委員

あのですね、今後の対応策について確認をしたいんですけども、本会議の中でもいろいろご答弁があったと思いますけども、今まで金がかかるからというご答弁ですけどね。僕が今度感じたのももういつでも起こりうるんだということを再認識したということなんです。この間6年間の間にどういうことが行われてきたのかなと思うわけですけど、例えば平成15年7月19日ですか、その水害のときも反省に立ったことは田んぼが埋め立てられて宅地化して調整機能がなくなったからということで、明星寺水系の上の方には調整池を造ると。他のところも調整池を造っていくんだという計画だったと思うんですよ。しかしそれでは達成できてるのは1ヶ所だけですよ。工事は完成したんですかね、調整池は。まだしてないですよ。かかるところですよ。ということはその6年間でその間、こんにちまで6年間田んぼがどれくらい宅地化されて、そのときにどういう対応をしてきたのかということを変更して考えていかなきゃいけないんじゃないかなと。調整機能がなくなったから調整池を造っていかなくちゃいけないということを言っていて、それができてないわけですよ。これは来年でも起こりうるわけですよ、ゲリラ豪雨ってみなさん言ってるんですから。しかし片一方で、農地転用をかけて田んぼは宅地化されていってるんですよ。今回の水害の出た所もそういう傾向が強いところじゃないですか、総務課長。どうですか。

総務課長

おっしゃるとおり、例えば川津地区で被害の世帯数が伸びたのは、1つは新しくアパート等が建ったとかそういったことが考えられるかというふうに思っております。

道祖委員

だから片方ばかりですね、僕は反省に立って言ってるんですよ。だからあなた方も反省に立たないと、もうゲリラ豪雨だからしょうがないというふうにあきらめるのかどうなのか、今後の対策は河川の幅を広げるだけでいいのかどうか。今ご答弁でありましたように、遠賀川のキャパシティという問題もありますから、内水排除をしていって下流域で氾濫が起きる可能性だってあるわけでしょう。そうしたらそのときはどうするんですか、どういう対応の仕方があ

るんですかというふうにお尋ねしたいんです。例えば今総務課長がご答弁されましたけれど、田んぼを宅地にしてそこにアパートが建ったと、そこが床下なり床上なり浸水したと、そういうことですよ、総務課長。ではなぜそのときにその後水害とかなったときにはこの行政のほうに生命と財産を守るという立場がありますから、財産に対するどうしてくれこうしてくれという色々な苦情等が来るわけですよ。我々もそれを聞いて行政に伝えなくてはいけない。でありますけれど、6年の間にあるということが想定されるならばやはり農地転用して宅地にしたならば、用水路をその部分を広げる指導するなり、それができないとするならばやはり、道路よりも1mくらい高く土を入れて、自己防衛ができるような、その行政指導とかそういうことをしていかないと、今後こういうことは起こっていくんじゃないかと思うんですけれど、その辺はどう思います。その度に苦情来ますよ。対応しようがないんですよ、いくら言われても。鯉田地区の問題について言うと、鯉田小学校に椎の木川とその用水路が光隆寺の横を交流する所、これはカルバート入れてもらって少しは河川を広げてもらったんです。だけど間に合わなかったんですね今回も。それで、また6年前に水害があった所が全部水害に遭ってるわけですよ。それはなぜかという、やっぱり農地転用をかけたときに家を高くしてないからですね。周りを見ていたら前回よりも水の引きは早かったというんですよ。前回浸かった所も高台のところは今年は浸からなかったと言うんですよ。だから高くしておけば水害はある程度、今後のことを考えれば防げる部分もあると思うんですけれど、そういう行政指導をしてないですもんね。されないんですかね、それは個人個人の責任なんですか。そうであるならばそうであるということをはっきり言わないと、天災だっていう話じゃなくて、人災だっていう話になっていくんですよ。だって農地転用を許可するのはどこかという行政ですから。それがために水が仕切られて遮断されて、道路の方に迂回して道路から反対側の家屋に、今まで浸からなかった所が浸かっていくというようなことになって、これは人災だという話になっていくわけですよ。だから今後のあり方はちょっと考えなきゃいけないんじゃないかと思います。それとともに、総務課長、もう1点お尋ねしますけど、ゲリラ豪雨でございます。だけど下流域が床下に水が入るとか床上に水が入るといのは理解できるんですけれど、高台で浸かってる所はないですか。

総務課長

これは一般質問の中でも申し述べたかと思うんですが、例えば八木山で3世帯に床下浸水があったという報告を聞いておりますので、広範囲にそういった被害箇所が出ているんじゃないかというふうに考えております。

道祖委員

団地の中でも水があふれ出るんですよ、道路に。道路が冠水してしまうんですよ。20cm、30cmと水が出てくるんです。いっぺんに集まりますから。それが前回も高台で水が入った所が今年も入ってるんです、東ヶ丘の方で。それで私の方に電話がありました。けどしょうがないねというような感じでその話はしたんですけれど、ゲリラ豪雨ですからしょうがない部分もありますねということは言ったんですけれど、だけれど、そこは道路反対側が谷になってるんですよ。というのは何を言いたいかということ、従来の側溝幅とかそういうのが規定されて緩和されてますけれど、そんなもんで間に合うんですかということですよ、今後は。またそういうところはまた水が、多く雨が降れば浸かりますよ、ということは、そういう所を調べて側溝を入れ替えるような考え方も持っていないと、毎回毎回こういう苦情が出てきますよということですよ。それともうひとつ言いますと、土木管理課長補佐がいますからあれですけど、その市内の側溝のしゅんせつといいですか、そういうものを計画的にやられてるかどうかなんです。土砂が集まる所は集まるんですよ、どうしても、勾配があるから。それで勾配があつて、一直線でその河川に流れ込むんならばいいんですけれど、そこから分岐するとかそういうふうになったら、だからその辺を注意しながら対応策を考えていかないと、道路に水が溢れ出てく

ると私は思うんですけど、そういうことは今後の対応策の中で考えていっているんでしょうかね。

土木管理課長補佐

委員言われるように、急激な増水といいますか、それにおいて今回、道路排水なり水路の排水不足という点が多々見受けられました。その中で今回の豪雨を受けて土木管理課といたしましては一般質問でもお答えしておりますけど、道路の排水口の日頃の確認を行いながら、そこをしゅんせつ、ならびにあの水路等にも投棄してある自転車とか冷蔵庫とかそういうのが見受けられますので、そういうものの撤去等を梅雨前の時期に行っていくということを考えております。

道祖委員

あの大雨の中で市の職員さんたちが、一所懸命がんばってた姿は私にも目にしております。僕は代表者会議のときにもちょっと言ったんですけど、飯塚市の中で車高の高い車って何台あるんですか。僕がびっくりしたのは、道路が20cmくらい冠水しててそこを一所懸命軽に乗って職員さんが水切っていくわけですよ。おおっと思いながら、僕はちょっと水の中に入ってご近所を回っていたんですけど、それを見て大丈夫かと。これは26日の午前中で明るかったからまだしも、暗い時とか、例えば僕は夜に車に乗って、家から鯉田を見に行こうと見に行ったんですけど、あっちこっちに用水路から道路に水があふれて、水を押しのけて走らなくちゃいけない部分は何箇所もあったわけですよ。そのときに今の市の車で大丈夫なのかと、あの軽。一番安いような軽で。そのうち事故が起きるんじゃないかと私は思ったんですけど、副市長。金がない金がないといったって、もう少し車高の高い軽の四駆なりですね、普通車の四駆あたりを何台か置いとかないと。一般質問の中で市の職員が来なかったとか、見回り、パトロールを出したんだけど、すれ違ったんだと何とか言ってますけど、実際、どの車でパトロールしてるんだという、質問のとき聞きながら、どの車で現場に行きましたって言うのかなと思ったんですけど、どうなんですか、総務課長。

総務課長

基本的に外に行く河川パトロールで使ってる車などには拡声機の付いた車を出しております。これにはボンゴタイプの軽もあれば、普通車のタイプもございますので、いろいろな車を使ってるというような状況でございます。

道祖委員

要は、マフラーを上を上げたやつを持ってるから大丈夫だということですか。そういうことですか。どういうこと。

総務課長

車のタイプとしては普通のタイプでございますので、冠水している所に入れば動けなくなるおそれはございます。

道祖委員

私は車で夜走っててもう怖かったですよ。もう道路が完璧に浸かってるんですよ。もう少し車高の高い車で出ればよかったと思ったんですけど、自分の乗ってる車は四駆ですけど車高が低いもので、アターと思いました。エンジンが止まりそうに水はバーっとかかってくるから、エンジンが止まりそうになってる。そして昼間見たら、軽で一所懸命走ってるわけですよ。怖くはありません、皆さん。自分達が行かなくちゃいけないんですよ。指摘されたように、自分達のご答弁の中では監視地点が何ヶ所かあるみたいです。そこに行くようにしてる。けど来てなかったと指摘されてるんですよ。行けますか、あの状況の中で。皆して浸かってから車押して行っても間に合いませんよ。行政のほうも金のないのは確かですけど、やはりこれを教訓として何台かこういう車を入れてですね、対応もしていかないと。いざというときに動けないんじゃないですか。僕は職員さんも一所懸命やられてたのを見てるから、なおさら心

配なんですよ。災害は、例えば今度は1名の方が亡くなっておりますけれど、この方もやはりパトロールに行かれて不幸な状況になったというふうに聞いております。だからやっぱり責任感のある人たちはもう見て回ろうとか、そういうふうに思うわけですよ。そしてそれが災害につながっていくわけですから。市の職員さんたちの生命も守ることも大事だと思いますけどね、副市長。そう思いません。

副市長

確かに道路の冠水というのはあちこちで起きております。これはご存じのとおり同じ雨が降るにしても集中豪雨といいますか、ゲリラ的な雨であればキャパが同じキャパでも、こう違ってきて溢れるというような現象が起こってきます。そういうふうなことで、それと地形的なものも影響しておるかとは思いますが、いろんな要素が重なってそういうふうな格好になってきておると思います。その中で市の職員が巡回をいたしますので、冠水をしておるという前提のもとである程度行動しなくてはならない部分もあるかと思っておりますので、今質問者が言われております点も十分理解をいたしますので、今後検討させていただきたいというふうに思っております。

道祖委員

よろしくお願いいいたします。水害だけ言ってますけど、飯塚市は合併して山間部も多くなってるんですよ。そういうことを考えますと、決して無駄な投資ではないと私は思います。よろしくお願いいいたします。

委員長

他に質疑はありませんか。

柴田委員

7月24日の、本当に突然のこの大水害と申しますか、ほんとに職員の皆さんも、大変お疲れ様でございました。このとき二瀬のほうの高雄区公民館の裏あたりですね、通称「川端」という地域になります。新高雄の川端地域という状況になりますが、このあたりの建花寺川が氾濫いたしましたして、24日の夜に氾濫して、かなりの水害がありました。そして次に、26日の午前中でしょうか、このときももう水かさの本当に橋の近くまでというか、増してきました、ちょうど私もそのときに回っておりましたら、市の広報と申しますか、避難をしてくださいという広報がずっと回っておりました。だから私も周囲のお家に25、6件ぐらいでしょうか、もうこのように今出てますよ、雨が降ってて声が届きませんので回りました。その中で25、6件中回った中のその3軒のかたがペットがいるから私は避難できませんとおっしゃいました。私は本当にエーっという思いでございましたけれども、やはり家族の一員になっているという状況なのかなと思って、まあとにかくでも避難していただいけませんかってことでお伝えしましたが、その方々は避難せずにおられました。そういう状況で、こういうときの決まりといいますか、避難所の決まりというんですか。ペットといってもたいがい犬猫の状況、犬や猫の状況じゃないかなと思うんですけどもそういう避難所への何か決まりがありましたら教えていただきたいんですが。

総務課長

ペットに関しましては基本的には避難所の屋内にはやはりご遠慮していただきたいというふうに考えております。これは13年だったか、11年だったか、幸袋の避難所で私自身もそういう経験がございますけども、そのときは駐輪場に犬を何匹かつないで対応したという経験がございます。

柴田委員

そういう決まりもぜひ何かこう明記していただいでですね、そういうそばにつないでいただくとかそういうこともきちっとして、何とかこう、そういう方々も、今からの水害だけでなく地震とかいろんな状況があると思っておりますので、そういう対策も1つお願いしたいと思います。それと、今土木関係の方もお見えになっておりますので、今お話ししました高雄区公民館の裏

の建花寺川、そこは本当にある部分も低くなったり高くなったりという、何かいろいろな複雑な地形をいたしておりますので、ぜひその皆様のご要望で嵩上げと申すんですか、土手の、そういうところを。二瀬の公設がありますね、二瀬の公設あたりから高宮八幡ですね、あのあたりも大分浸かっておりますので、あのあたりの土手の嵩上げ等ぜひ行っていただきたいと要望したいと思いますが、いかがでしょうか。

土木管理課長補佐

今の河川の管理者が県でございます。それで災害被災を受けましてから急遽県に対しまして河川改修といいますか、嵩上げも含まれますが、そういうところで検証をやっていただきたいということで、県に申入れをしております。その回答といたしまして場所は高宮八幡のちょっと下流になりますけど、建花寺川の合流地点遠賀川から、合流地点から高宮八幡の少し手前ぐらいままでを調査はやりたいという形で報告は受けております。その中で嵩上げもしくは河川のしゅんせつなりの検証がされていくものと思っております。

柴田委員

ぜひ県のほうとしっかりそのところは取り組んでいただきたいと思います。実は水害の24日の朝ですね、午前中です。市の職員の方と土木管理課の方だったと思いますが、午前中に建花寺川をよどんでいるから臭いがするから、それを何というんですか、土砂とか溜まっているものを何とかしていただけないかということで、24日の午前中に見に行っただけでございます。それで今年は予算がないので来年に考えましょうという状況がございました。ぜひこれはしっかりそういう土砂とか取り除いていただく。そのときもおっしゃってましたけれども、していても水害でまた止まるんですよとおっしゃってましたが、本当に今回そういう土砂のたまりの上にまたよそから流れてきて氾濫していったという部分もたくさんあったのではないかと思いますので、ぜひ建花寺川のそういう土砂等の排除をいろいろ溜まっておりますので、ごみもたくさん溜まっておりますが、そういうことの排除も、ぜひ今回取り除いていただきたいと思いますので、よろしく要望いたしまして終わります。よろしく願いいたします

委員長

他に質疑はありませんか。

安藤委員

今回、先ほど職員の皆さんがすごくがんばってあったという話を聞きまして、私は24日か25日寝られずに対応されてたんじゃないかなというふうに思ったりしております。その中で総務課長に1点質問したいんですけども、今回の職員の皆さんがどのような行動をされてたかっていうのはすべて把握されてますでしょうか。

総務課長

申し訳ございません。すべてを把握してるという状況ではまだございません。

安藤委員

その職員の数も減っているというところで、それと支所機能が十分充実してないと、いろんな部分での人的な配置の部分ではまだまだ今回の反省を必ず次に活かしていかなきゃいけないということだと思えるんですね。その中で職員の皆さんそれぞれの行動をしっかり把握されて、その中で次回に、次回にといいますか、次の災害が起こる前にしっかりそこら辺を活かしていただきたいというふうに思いますんで、その点よろしく早急にまとめていただきたいというふうに思っております。以上です。

委員長

他に質疑はありませんか。

田中 廣文委員

総務課長、この合併の折には総合支所方式ということでね、合併したんよね。そして今回の雨のときに以前から私も一般質問をしたことある。7.19からの反省からね。そのときには

もう本庁からでもどこの支所にもそれだけの人を送り出していくということも言ってきた、答弁で。今回雨が降りだして、こういう状況にあるということを支所に言ったときに支所はどう言ったと思う。ちょっとお答え願いたい。

総務課長

今回、例えば穂波支所のほうには翌日でしたか、10人の応援を差し向けたかと思っております。やはり当日、本庁のほうもそうでしたけども、今回ゲリラ豪雨ということで参集状況が必ずしもよくございませんでしたもんですから、やはり人手が足りないというような声は聞いておったような次第でございます。

田中 廣文委員

先ほどの答弁の中でまだ把握してないということはどういうことですか。あなたが把握しなくて誰が把握するんですか。私はその折に支所から聞いた、電話の先ですよ。人手が足りません。電話の対応で大変です。こういう状況の中で本当に人的配置ができたかということ言ってるんですよ。今のような答弁はあなた私にとってはね、ほんとに腹立たしい思いがする。だから質問に立ったわけですよ。いまだにあの雨が降ってから事後処理もかなり進んできたと思うが、あなたのところがその辺の把握もできないということでは大変ですよこれ。反省がないじゃないですか。どうですか。

総務課長

すみません。職員の参集状況につきましてはできるだけ早期に取りまとめて、次回の反省に活かしてまいりたいというふうに思っております。

田中廣文委員

ゲリラ豪雨ということで皆さん方、いろいろ質問とか答弁とかあっておりますが、どういう状況で、まあ言うなら福岡県内でもどういう状況でこう移り変わってきたかということ把握しましたか。

総務課長

気象状況につきまして今回の資料にも添付しておりますけども、外観の理解といたしましては24日はやっぱり八木山方面の方に強く降ったと。26日のほうはどちらかというと7・19に近いような形の降り方ではなかったかというようなあらあらのつかみ方はしております。

田中廣文委員

私が今回ずっと河川を見て回る時期があったからですね、皆さんにちょっと言っておきたいのが、私ある会合に出て、そして帰りにあんまり雨が降るんでね、秋西のポンプ場を見た。それで、そこに職員のかたがみえてあった。そして、明星寺川のポンプがどうかということもあったんで、私は明星寺川のポンプ場に行った。そしたら今上げ出したと、今あげておりますということで、中で説明を受けました。その折に、枝国のあるかたが見えてあったし、徳前第2ということをやられてあったと思いますが、その方がやかましく言って来られた。その折に私は、ポンプを運転する人から説明を受けておりましたのでね、あまりやかましく言われても運転してる人は大変なんですよ、一所懸命凶面見ながらこうやってあるんですからと、私が説明して納得して帰っていただきました。あの中に市の職員さんは全然いないんですね。ポンプは順調に上がってる、この水が徳前の方に行くことは絶対ありませんと私は言いきりました。そういう説明しながらそこで納得して帰られたので、私はまた秋西のポンプ場から内住川と穂波川の合流地点ですね、そこに行ったんですよ。すると、穂波川のほうは水位がものすごく低いんですよ。内住川は、ものすごく高かった。だから急激に穂波川に流れ込み、穂波川の左岸といいますか右岸といいますか、穂波の体育館の裏側あたりをどんどん流れていた。ですから、あの辺は石垣も流れておったし、そしてまた飯塚市の取水場といいますかね、楽市のあるその堤防も崩れてますよね。とにかく私は驚きました、あその状況を見たときに。だから、その後には今度は桂川の方にはずっと行ってるわけですよ、雨の降り方が、やはり100mm前後降

っている、桂川のほうでも。その時に内住川の水位はかなり下がりかけたんですよ。穂波川がずっと増えて、どうにか折り合いがよくなったと。7・19のようにですね、この嘉飯山に一気に降っていたら影響は出てないんですよ。しかし、そこでですよ、秋西のポンプ場稼働したかしなかったか、それを教えていただきたい。

土木管理課長補佐

私の方から言うのは、ちょっと所管違いなんですけど、西秋松のポンプ場については今回稼働をやっておりません。

田中 廣文委員

稼働せずに秋松西に床上浸水が出てますね。どういうことでしょうかね。

土木管理課長補佐

西秋松地区の冠水、それについては把握はしておりますが、原因といたしましては、あの地区がちょっとくぼ地の地形となっております。それで、200号のバイパスのほうから急激に下り坂になって西秋松の方へ水が流れる状態となっております。それが今度は河川のほうへ出れば可能なんですけど、今度は県道のほうの飯塚大野城線のほうが高くなっておりますので、水の行き場がなくなっているという状況となっております。それで、あの部分が冠水したというふうな認識は持っております。

田中廣文委員

一度ですね、あそこを見ていただいたことがありますよね、7・19の水害の後にですね。それで、そのときにあそこはどうすべきであるということは、要請もしておるはずですよ。その辺が、反省点としてなっていないんじゃないか、私はそのように思うわけですね。どこにもそういう部分があったと思いますよ。しかし、私が見た限りでは、床上浸水とか知らなかった、ポンプ場ばかり気を付けておった。しかし、そういうことがあったということは、その反省に立ってもらわなくてはいけないと思う。今後そういうことのないように要望して、事業等でやっていただきながら冠水しないようによくお願いしたいと思います。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

田中 博文委員

今、被害状況等で質問して答弁するんですが、全然この常任委員会に関係ないかたが答えておられます。それで委員長、すいませんけど、この委員会だけじゃなくて、水害関係の報告の仕方について執行部も交えた中で、どういうやり方が一番いいのか検討していただきたいと思います。この被害状況等が出ましたので、できましたなら、これに対して一般質問等で対応策だとか、改善策、今後どういうふうな格好があるのか出てましたんで、できましたらそれを文書化して、これの資料と併せてどういう対応するという形でお願いしたいと思います。そうしないとこの委員会で執行部が報告をしないと聞く場がございませんので、これ全体的な議員さんに関わると思うし、いろんなところからそれぞれ議員さん方がいろんなご質問等を受けたときに知りませんとは答えられませんので、なにかさこのところをこれを契機に、平成11年、15年、そして今年と雨に関しては3回来てますので、もう4回目の時はそう許されることはないと思いますので、議会と執行部とでこの対応策と、あと報告の仕方を含めて検討していただきたいと思います。出来ましたら、対応策を僕は文書で欲しい、早急に。

楡井委員

被害状況一覧表というのが1ページにありますよね。これと同じように15年7月19日の状況も比較検討できるような状況の表を出していただければなというふうに思うんです。それで、今田中委員が言われたように、その結果をどう分析しておるのか、それについての文書がまとまったのを作っていたらいいですね、検討させていただければと思いますのでよろしくお願いします。

道祖委員

水害が起きて約2ヶ月経っているわけですね。本日ここで、豪雨による状況についてその報告があって、それについて、質疑がなされるということは行政としてはご承知のはずですよ。質問してですね、常任委員会が2つ重なっておりますから対応ができない部分もあるのかも分かりませんが、行政としては先だっただけの水害については、各常任委員会で報告して質疑を受けるといことで臨んでるはずなんですよ。違いますかね、確認します。

総務課長

各常任委員会で対応するようにしてるところでございます。

道祖委員

だからここで質疑させていただいておるわけですよ。本会議場もありますけれどね。本会議場のやりとりの分をも踏まえてここで意見というか、思いを言わせていただいております。しかし、受けるほうがですね、答弁するほうが、皆さん質問して技術的なことが分かる人が呼び出さないとだめだとかですね、そういう対応の仕方誰が責任持って、今後の対応策はいつまでこういう形で出しますということと言えるんですか。何か対応が報告して終わりみたいな感じなんですよ。ただ今、田中委員から質問があったように、対応策をお願いしますとありましたけれど、ではそれを今からもう1回別の形でやるつもりなんですか、行政は。各委員会できちっとやるという話で、今日臨んでるんでしょう。対応策は、今からというならそれでも構わないんですよ。けど、できたものは、各委員会でやるという方針なんですよ。だから、それはそれで対応策に対しての要望なり、意見なりが出て再考を求めたら、そこでまたちゃんと考えていただけるというふうになるんですよ。

委員長

暫時休憩します。

(休憩) 11:41

(再開) 11:44

委員会を再開いたします。

副市長

御指摘のとおり私、執行部のほうの体制が非常に不十分でありましたことは反省いたしております。今後の対応につきましては、今原因等につきまして解析を行っておる段階でございますので、その解析の結果を待って所管課を含め、それぞれの関係課を含めまして、どういう対策を取れるのかを協議してまいりたいというふうに考えております。災害が起きまして、もう2カ月になりますのでですね、できるだけ早い対応というふうに考えておりますので、ご了解をよろしくお願いいたします。

委員長

副市長、今ご答弁いただきましたけれども、今後の対応、先ほど委員から質問がございましたけど、今後の対応とかそういったものについては今触れられてなかったようですが、その点いかがですか。

副市長

先ほど答弁いたしましたように、今原因を解析しておる段階でございます。その結果を待って、どういう対応をするのか、関係課が協議いたしましてですね、その結果ができて、この対策がはっきりと計画されました段階では、委員会にそれぞれ報告はさせていただきたいというふうに考えております。

委員長

暫時休憩します。

(休憩) 11:46

(再開) 11:58

委員会を再開いたします。

他に質疑はありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして厚生委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。